## 厚生年金基金変更公告

京滋木材産業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、改正前厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　京都府京都市中京区西ノ京南聖町10―624号
２．旧事務所の所在地　京都府京都市中京区西ノ京内畑町41番３
３．変更年月日　平成28年５月１日

平成28年５月10日

京滋木材産業厚生年金基金

## 厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年４月19日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成28年５月10日

札幌市中央区大通東３丁目２
北海道電気工事業厚生年金基金
代表清算人　尾池　一仁

## 厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年４月19日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　尾池　一仁
２．住所　札幌市中央区北２条西26丁目１番16号

平成28年５月10日

北海道電気工事業厚生年金基金

## 企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　秋田県工業会企業年金基金
２．事務所の所在地　秋田県秋田市中通二丁目２番32号
３．理事長の氏名及び住所　須田　精一　秋田県秋田市中通二丁目２番32号
４．実施事業所の名称及び所在地　株式会社サンワ　秋田県秋田市、日本エス・エム・テー株式会社　秋田県秋田市、株式会社アイセス　秋田県南秋田郡井川町、ニッポ電工株式会社　秋田県潟上市、株式会社宮盛　秋田県南秋田郡五城目町、高尾工業株式会社　秋田県秋田市、株式会社テーエムシー　秋田県北秋田市、株式会社八森電子デバイス　秋田県山本郡八峰町、有限会社協賀電子工業　秋田県仙北郡美郷町、株式会社セレクトラ　秋田県仙北市、ミタケ電子工業株式会社　秋田県大仙市、木内商機株式会社　秋田県由利本荘市、岩田光学工業株式会社秋田工場　秋田県由利本荘市、有限会社斎藤工業所　秋田県にかほ市、株式会社栄田　秋田県にかほ市、由利工業株式会社　秋田県由利本荘市、秋田県電子工業厚生年金基金　秋田県秋田市、株式会社中央科学　秋田県秋田市、横手精工株式会社　秋田県横手市、株式会社ホクシンエレクトロニクス　秋田県秋田市、由利電子部品株式会社　秋田県大仙市、秋田県電子工業振興協議会　秋田県秋田市、矢島精工株式会社　秋田県由利本荘市
５．設立認可年月日　平成28年４月１日

平成28年５月10日

秋田県秋田市中通二丁目２番32号
秋田県工業会企業年金基金
理事長　須田　精一

## 企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

１．基金の名称　仙台コカ・コーラグループ企業年金基金
２．事務所の所在地　宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目１番33号
３．実施事業所の名称及び所在地　コカ・コーライーストジャパン株式会社　東京都港区、仙台コカ・コーラボトリング労働組合　宮城県仙台市、仙台コカ・コーラグループ企業年金基金　宮城県仙台市、コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社　東京都港区、ＦＶイーストジャパン株式会社　東京都港区
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。
５．解散認可があったとみなされた年月日

平成28年４月１日

平成28年５月10日

宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目１番33号
仙台コカ・コーラグループ企業年金基金
理事長　鈴木　　恭

## 企業年金基金清算人就任公告

当基金は、確定給付企業年金法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　遠藤　宏之
２．住所　神奈川県大和市下鶴間2152―４―104

平成28年５月10日

宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目１番33号
仙台コカ・コーラグループ企業年金基金
理事長　鈴木　　恭

## 解散命令公告

**新潟県公告**

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成28年５月10日

新潟県知事　泉田　裕彦
記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

新潟港施設利用協同組合
新潟県北蒲原郡聖籠町東港四丁目1131番地

教示

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

## 解散命令公告

**大阪府公告**

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成28年５月10日

大阪府知事　松井　一郎
記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・大阪ゼネラルコンサルタント事業協同組合
大阪府東大阪市南鴻池町二丁目11番22号

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長173ｃｍの痩型男性と推定

上記の者は、平成28年４月11日午後１時36分頃、三重県四日市市久保田二丁目７番２号リバーパークＬ　〇号にて高度腐敗の死体として発見されました。

身元不明のため当市にて火葬致しました。お心当たりの方は、当市健康福祉部保護課までお申し出ください。

平成28年５月10日

三重県　　四日市市長　田中　俊行